

悪質な災害便乗商法への注意喚起を東京で強化します

～警視庁等と連携してポスター・チラシを作成～

日本損害保険協会 関東支部（委員長：濱中 武・損害保険ジャパン株式会社 法務・コンプライアンス部 コンプライアンス室担当部長 コンプライアンスオフィサー）では、今般、悪質な災害便乗商法に関する注意喚起のため、警視庁・東京都消費生活総合センターおよび東京損害保険代理業協会と連携してポスターとチラシを作成しました。

作成したポスターはB2版で5,000部、チラシはA4版88,000部で、警視庁管内の警察署や東京都内の消費生活センター、損保会社、損保代理店等を通じて掲示・配布します。関東支部キャラクターのマモルンとマモリンが「自然災害にあった場合の保険金請求は、保険会社に直接申請すれば手数料がいらぬこと」を訴えるとともに、警視庁のピーポくんが、「『無料点検』という甘い言葉で高齢者が狙われていること」を注意喚起する内容となっています。

昨今の災害の激甚化・頻発化に伴い、災害に便乗して、悪質な住宅修理業者が火災保険を悪用する事例が見られ、社会問題化しています。当支部では、この問題を一般消費者により幅広く認知していただけるよう、高齢者が多く出入りする施設等にもポスターを掲示するとともに、東京都内の損保会社、損保代理店を通じたチラシ配布などにより、注意喚起を強化していくこととしています。

今後も、引き続き警察や関係団体と連携し、悪質な災害便乗商法防止および損保業界での対応強化に向けて、取り組んでまいります。

チラシのオモテ面 (ポスターと同デザイン)

台風・ひょう・大雪・地震などの自然災害にあった場合
保険会社に直接、保険金を請求すれば
**火災保険申請サポート業者への
高額な手数料は一切不要です**

相談ダイヤル **0120-309-444**
「消費者ホットライン」
188

警視庁から
「**無料点検**」の甘い言葉で高齢者が狙われています。
面識のない訪問者には**ご注意ください!**

チラシのウラ面

**自然災害により建物が
損傷した場合は
保険会社にご相談ください**
手続きはご自身でカンタンにでき、手数料は一切かかりません

- 1 自然災害による被害発生
- 2 保険会社または代理店に連絡
- 3 保険金請求書類の取扱い
- 4 必要書類の提出・提出
- 5 保険金の確定・受取り

必要書類チェックリスト

- 保険金請求書……………保険金の振込先を記入する
- 写真……………損害の写真を用意する
- 修理見積書……………修理業者に作成を依頼する

※保険会社から修理業者の紹介を受けられる場合があります

東京都消費生活総合センター 調べ

トラブル相談が多く寄せられております!

火災保険申請の悪質な住宅修理業者などに関する相談件数

| 年 | 相談件数 |
|-------|--------|
| 2019年 | 約200 |
| 2020年 | 約500 |
| 2021年 | 1,145件 |

5年間で約5倍に急増しています!

東京都内の消費生活センターに寄せられた相談者の年齢層

| 年齢層 | 相談件数 | 割合 |
|-------|--------|-------|
| 50歳以下 | 422件 | 10.4% |
| 50歳以上 | 3,710件 | 94.6% |
| 60歳以上 | 2,110件 | 56.6% |
| 70歳以上 | 708件 | 18.2% |

60歳以上が約7割を占めています

【東京都版】悪質な災害便乗商法に関する注意喚起チラシ (PDF データ・ダウンロード可能)

https://www.sonpo.or.jp/news/branch/kanto/2022/pdf/230317_chirashi.pdf